

男女共同参画

11月12日から25日まで
「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します

企画課男女共同参画推進室 ☎23-13917

暴力は、その対象の性別

や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシユアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

国連では11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」に指定し、毎年世界中でさまざまな取り組みが行われています。本市においてもこの運動期間に、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるため、観音寺市男女共同参画ネットワーク「GENKIネット」やその他の関係団体と連携協力し、チラシ配布や懸垂幕設置などの啓発活動を行っ

ています。

また全国各地では、被害者に対し「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージを込めて、さまざまな施設をパープルにライトアップする活動も行われています。



パープルリボン

暴力被害等は第三者から見えづらい性質があります。「これくらいは暴力じゃない」「自分さえ我慢すれば…」「自分にも落ち度がある…」などと、一人で抱え込まずに、まずは相談してください。

◎DV相談ナビ

☎057010155210

◎香川県子ども女性相談センター

☎087183513211

◎子育て支援課こども・女性相談係

☎23-13957